答 弁 第 一 一 号 平成十二年四月四日受領

内閣衆質一四七第一一号

平成十二年四月四 日

国 務 大 臣内閣総理大臣臨時代理

青 木 幹

雄

衆 議院議長 伊 藤 宗 郎 殿

衆議院議員保坂展人君提出「定期借家権」による混乱と危険性に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議 院議員保坂展人君提出 「定期借家権」 による混乱と危険性に関する質問に対する答弁書

一について

良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法 (平成十一年法律第百五十三号。 以 下 「特別措置

法」という。) 第五条の規定による改正後の借地借家法 (平成三年法律第九十号。 以下「法」という。)

第三十八条に規定する定期建物賃貸借(以下「定期借家」という。)については、 法務省及び建設省並び

に地方公共団体の担当部局のほか、 消費生活センター、 不動産関係団体等において、 相談、 問 い合わせ等

に応じているところである。

また、 特別措置法第五条の規定が平成十二年三月一日から施行されることに伴い、 新たな契約形 態 であ

る定期借家契約の締結等に関する賃借人等からの相談が予想されたことから、 建設省においては、 その前

後の同 .年二月から五月までの予定で社団法人日本住宅協会内に定期借家相談センターを設けており、 同所

において弁護士が相談に応じているところである。

二について

定期借家契約は、 期間の定めがある建物賃貸借契約について認められるものであり (法第三十八条第

_

項)、 賃借. 人の死亡という不確定な期限を定めても定期借家契約には当たらない。

三について

法第三十八条第四項の規定により、 賃貸借の期間が一年以上である場合には、 賃貸人は、 期間 の満了の

する旨の通知 年前から六月前までの間 (以下「終了通知」という。)をしなければ、その終了を賃借人に対抗することができない (以 下 「通知期間」という。)に賃借人に対し期間の満了により賃貸借が終了

が、 賃貸人が通知期間の経過後に賃借人に対し終了通知をした場合においては、 その通知 0 日から六月を

経過した後は、 その終了を賃借人に対抗することができるとされており、 賃貸人は、 当 初 の契約に定めら

れた賃貸借の期間の満了後に終了通知をすることも可能である。

また、 賃貸· 人が期間満了後も賃借人に対し終了通知をしない場合には、 賃貸人は、 賃貸借の終了 を賃借

人に対抗することができないとされていることから、 賃借人が賃貸人に対して賃貸借の終了を主張 しない

限り、 従前の賃貸借契約が継続している状態になるものと解される。 したがって、この場合に、 賃貸人に

よる更新拒絶につき正当の事由が必要とされる類型の建物賃貸借(以下「普通借家」という。) 関係が新

たに成立することにはならない。

三十二条の借賃増減請求権に係る規定の適用を免れる目的があるとみなすこともできないと考えられる。 当事者の意思と異なる普通借家になるものではない。 ŧ, 定 期借 それは両当事者の自由な意思によるのであって、 家 0 期間 満 了後に、 同一の当事者間で、 同一 なお、 このような定期借家契約が繰り返されたとしても、 の建物について再度定期借家契約を締結したとして 再契約が繰り返されたとしても、 直ちに法第

五について

貸人が 張 が な借家関係」 ることは可能であるが、 満了しても、 しない限り、 三についてで述べたとおり、 期間満了後も賃借人に対し終了通知をしない場合には、 がいかなるものを指すのか明らかではないが、新たに普通借家関係が成立することにはなら 従前の賃貸借契約が継続している状態になるものと解されるのであって、 その終了を賃借人に対抗することができないという不利益を被ることになる。 通知 期間内に終了通知をしない場合には、 賃貸人は、 当初の契約に定められた賃貸借の期間 賃借人が賃貸人に対して賃貸借の終了を主 当初の契約に定められた賃貸借 の満了後も終了通知をす 御指摘 そして、 \mathcal{O} 0 「新た 期 賃 間

ない。

六について

しないときは、 三についてで述べたとおり、 賃貸借の終了を賃借人に対抗することができなくなるにすぎないのであって、 賃貸借 の期間が一年以上である場合に、 賃貸人が賃借人に対し終了 この 終 通 知を 了通

知の制度が定期借家になじまず、 定期借家制度の趣旨に反するとはいえない。 また、賃貸人が長期間 にわ

たって終了通知をしない状態が続いた後にこの通知をしたとしても、 直ちに権利の濫用に当たるとは いえ

ないと考えられる。

七から九までについて

御 指 摘 \mathcal{O} 期間 \mathcal{O} 定め 0 ない定期借家」 及び 「新たな借家関係」 が ; ; かなるものを指す (\mathcal{O}) か が明ら かでは

な が、三についてで述べたとおり、 当 初 の契約で定められた賃貸借 \mathcal{O} 期間が満了 したが、 賃貸 人が 期間

満了後も賃借人に対し終了通知をしない場合には、 従前の賃貸借契約 が 継続している状態になるものと解

されるのであって、 新たに普通借家関係が成立することにはならない。

十の(1)について

特別措置法附則第三条は、 同法第五条の規定の施行前にされた居住の用に供する建物の賃貸借の当事者

が、 その賃貸借を合意により終了させ、 引き続き新たに同 一の建物を目的とする賃貸借をする場合には、

当分の間、法第三十八条の規定を適用しないものとしている。

L たがって、賃貸人が、 従前の賃借人との間の賃貸借契約を合意解除した後、 同一 の建物をいわゆるサ

ブリース業者に賃貸し、そのサブリース業者が従前の賃借人に定期借家契約により転貸をすることは、原

則として特別措置法附則第三条に抵触しないが、当該業者が単なる名義貸しをしているにすぎないなどの

特段の事 情があるときは、 同条を潜脱するものとして、これに違反すると解されることもあり得ると考え

られる。

十の(2)について

法第三十八条第二項の規定により、 賃貸人は、 あらかじめ、 賃借人に対し、 定期借家は契約の更新がな

く 期間の満了により当該 建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明

しなければならないとされており、この書面は、 同条第一項の書面とは別途に作成されることが必要であ

ると解される。

十の(3)について

法第三十八条第二項に定める説明等の義務は賃貸人が負うものであり、 不動産 仲介人が、 単に仲 :介者の

立場で説 明等をしても、 この 義務が履行されたことにはならない と解される。 ただし、 不 動 産 仲介 が、

賃貸人からその 義務の履行をする代理権を授与された上、代理人として賃借人に説明等をするのであれ

ば、賃貸人の義務は履行されたことになる。

十の(4)について

御指摘 \mathcal{O} 「賃貸住宅の性能表示制度」 は、 特別措置法第二条第二項の 「住宅の性能を表示する制度」 を

指すと解され るが 建設大臣が指定した住宅性能評 価機関が、 基準に基づき客観的な 住 宅 性 能 評 価 を行

V. 性 能 評価書を交付すること等を内容とする、 住宅の 品 質 確 保 \mathcal{O} 促 進 等に関 する法律 平 成 + 年 法 律

第八十一号) における 「住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価 \mathcal{O} 制度」 がこれに当たると認

識している。

十一の(1)について

当事者間 で中 ・途解約につき合意で定めた場合のほか、 賃借人の法定の中途解約権については、 法第三十

八条第五項が、 居 住 の用に供する建物の賃貸借 (床面積 (建 物 (I) — 部分を賃貸借の目的とする場合にあっ

ては、 当 該 部分の床 面 積) が二百平方メートル 未満の建物に係るものに限る。)において、 転勤、 療

養、 親族の介護その 他のやむを得 な い事 情により、 賃借 人が建物を自己の生活 の本拠として使用すること

が 困 難となったときは、 賃借人は、 賃貸借の解約の申入れをすることができると定めている。

十一の(2)から(5)までについて

賃借人が 解約事由がないのに勝手に建物から退去した後、賃貸人が当該建物について第三者との間で賃

貸借契約を締結してこれを引き渡した場合には、 当該第三者の賃借権に対抗力が認められるため (法第三

十 一 条 第 項)、 従前 の賃借人に対する賃貸人の債務 (当該建物を使用等させる債務) は履行不能 とな

り、 従前の 賃貸借は終了すると解される。 したがって、 賃貸人が第三者と賃貸借契約を締結し て当該建

物

を引き渡し た後は、 従前 の賃借人が、 それ以降の賃料支払義務を負うことはないと解され . る。

なお、 賃貸人の右のような第三者への賃貸が不法行為の要件を充足するときは、賃貸人は、 賃借人に対

してその責任を負うことになる。

十一の(6)及び(7)について

賃借人の債務不履行を理由として賃貸人が賃貸借契約を解除した場合には、 賃貸人は、 賃借人に対し、

債務不履行と相当因果関係が認められる損害の賠償を請求することができるが、 その判断に当たっては

当該 建物 \mathcal{O} 第三者 の賃貸 $\widehat{\mathcal{O}}$ 可能 性の有無、 それまでに通常必要とされる期間等も考慮されるものと考え

られる。

十二について

御 指摘の 「苛酷条項」 とは、 賃貸借が終了したが賃借人に明渡しを求めることが苛酷となる場合にこれ

を制限する趣旨の条項を意味するものと思われるが、 賃借· 人に建 物の明渡 し義務が あれば、 他 の 一 般 の契

約の場合と同 様に強制執行 の対象となり得るのであって、 その意味で、 定期借家であるからといって

般の契約の場合と異ならない」としたものである。

のような 「苛酷 [条項] が設けら れなかっ た理 由 に つい ては、 建物の賃貸借の在り方に係る立法政策の

問題として、国会において審議された結果であると考えている。

十三について

都市基 |盤整備公団が賃貸住宅を建て替える場合においては、 都市基盤整備公団法 (平成十一年法律第七

十六号) 第四十五条の規定により、 建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建替えに

況、 係る賃貸借 伴 入居させ , , その 入居希望者の意向等を踏まえた検討を行った上で、 こなけ 明渡しをするものを、 契約を定期借家契約とするかどうかは、 れ ば ならないとされてい その申 る。 出により当該賃貸住宅 賃貸住宅の建替えにより 都市 判断するものと認識 基 盤 の建替えにより新たに建設される賃貸住宅 整 備 公団にお 新たに建設され いて、 している。 定期借家 る賃貸住 制度 宅 \mathcal{O} の 定 入 着状 居 に に

者 7 下同じ。) に係る賃貸借契約については、 る公営住宅に入居させなけ \mathcal{O} り公営住宅を建て替える場合においては、 が 入居者で当該 公営住宅 高 ることか 額 所得者となること等特段の事 0 (公営住宅法 事業主体 5 建替えに伴い 事業主体は、 (同条第十六号に規定する事業主体をいう。 (昭和二十六年法律第百九十三号) ればならないとされ その 公営住宅は住宅に困窮する低額所得者のために賃貸する住宅であり、 入居者との間 明 渡 由 しをするも がない 同法第四 で期間 てい 限り居住が継続することを前提として現行制 0 間 一十条の る。 を、 の定めがない賃貸借契約を締結しているところであ その 建替えにより新 規定により、 第二条第二号に規定する公営住宅をいう。 申 出により当 以下同じ。) たに整 建替えにより除却すべき公営住宅 該 建替えにより新 一備され が公営住宅建 る公営住宅 度が た 替事 に整 成 業に り立っ 備 \mathcal{O} 入 居 され 入 居 以 ょ

り、

定期借家契約とすることはないと認識

している。